

要 望 事 項

1. 国際戦略総合特区における支援措置の一層の拡充

都は、昨年 12 月に国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」の指定を受け、アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点や外国企業の誘致をめざして法人実効税率の軽減などの措置を予定されていますが、東京がアジアの都市間競争を確実に勝ち抜いていくため、固定資産税の減免など誘致促進の効果が高い更なる措置を図っていただきたい。

また、これらの措置については、既に特区区域に拠点を置く企業、特区外から特区内に拠点を移転する企業に対しても適用していただきたい。

2. 民間による BCP（事業継続計画）、DCP（地区業務継続計画）の強化に資する施設整備への支援措置の導入

都は、「防災対応指針（平成 23 年 1 1 月）」の「民間の活力も活用した防災拠点整備の促進」において「民間の開発プロジェクト等において帰宅困難者の受入施設、備蓄倉庫や非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致」とされています。

都と連携した民間の防災対策を推進するため、民間の BCP（事業継続計画）、DCP（地区業務継続計画）の強化に寄与する以下のような施設につき、容積率の緩和や税制、補助制度による支援措置の導入を図っていただきたい。

なお、当協会は国に対して、防災備蓄倉庫、非常用発電機等の防災設備を設置するために必要な床面積相当分の固定資産税（家屋）を免除する税制の創設を要望しているところであり、都においてもその実現に向けて支援していただきたい。

- (1) 自立分散型エネルギー施設
DHC（地域冷暖房施設）、蓄電池設備 等
- (2) 災害時インフラ施設
非常用発電機、防災井戸、汚水貯留槽 等
- (3) ハイレベル耐震施設
免震構造、制震構造 等
- (4) 地域防災関連施設
防災備蓄倉庫、地域防災センター 等

要 望 事 項

3. 緊急輸送路沿道の耐震改修ビルに対する固定資産税（家屋）の減額

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においては、震災時の首都機能確保のため、緊急輸送路の耐震化を進めて建築物の倒壊による道路閉塞を防止することが喫緊の課題です。

とりわけ中小ビルは事業収益性が低く、耐震改修のための投資余力が乏しいことから、耐震改修を実施するインセンティブとして、収益に関係なく課税されている固定資産税を軽減することが有効です。

当協会は、こうした観点から、国に対し、耐震改修を実施したビルに対して固定資産税（家屋）を3年間5割減額する措置を講じるよう要望しているところであり、都においても実現に向けて支援していただきたい。

4. 環境確保条例における温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の抜本的見直し

(1) 温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、国が国家戦略として法令に基づき展開すべき施策です。わが国では、国会が批准した国際的な合意である京都議定書を根拠として、温室効果ガスの削減に関する法的枠組が構成されているものの、同議定書の第一約束期間（2008～2012年）経過後の国際的枠組は未だ定まっておられません。

こうした状況の下で、環境確保条例の2013年以降の削減義務及び削減義務率は、国内法及び国際法上、何を根拠として定めるものであるのか、その法的根拠を明らかにしていただきたい。

(2) 本制度は、テナント専用部におけるテナントの事業活動に起因するCO₂増加の責任をビルオーナーに求めるものとなっております。

東京都は、テナント事業者がビルオーナーの削減対策に協力する義務を課す等により、オーナーとテナントが一体となった取組の推進を求めているとしていますが、制度そのものが原因者責任の原則に本来反している状態に何ら変わりはないと言わざるをえません。

こうした観点から、本制度については原因者責任の原則を踏まえた抜本的な見直しを図っていただきたい。

(3) 上記(1)の国内法及び国際法上の根拠が明確に示されず、上記(2)の原因者責任の原則を踏まえた制度の抜本的な見直しが行われないうまま、2015年以降の後期計画期間の削減義務が実施されることのないよう、東京都議会において慎重な審議を進めていただきたい。